

語り継ぐ 被爆体験

被爆から66回目の夏を迎えました。原爆の実相を直接知る人の高齢化が急速に進んでいます。
昭和20年8月6日8時15分、広島市上空から投下された原子爆弾は、一瞬にして町を消し去りました。多くの人がもがき苦しみに亡くなりました。放出された放射能による原爆症は、その後も命を奪い、今なお多くの人が苦しんでいます。
この惨劇を二度と繰り返さないために、被爆体験を語り継ぐ人々がいます。
今月は、この人たちにスポットを当てました。



動員学徒慰霊碑塔
当時は市内からも多くの学徒が広島へ行っており、その多くが原爆の犠牲になった。

※建物疎開作業 政府が昭和18年3月に「都市疎開要項」を決定し、広島市では133カ所が指定された。官公署や軍事施設、軍需工場などを空襲の被害から守るため、民家の取り壊しと市民の強制立退きを進めた。取り壊し作業には多くの学生・生徒や市民・周辺町村の住民などが動員され、すべてが屋外作業であったため原爆で多くの人が犠牲となった。

被爆を語る



おつかみつおさん
甘美みか

まるで生き地獄

当 時19歳だった私は、基町の中国第139部隊に所属し、兵舎屋上の対空監視をしていました。その日空襲警報が発令され、同僚4人と敵機の奇襲に備えていました。朝8時ごろに警報が解除されたので、食事を取るため2人の同僚を残し兵舎2階に下りました。その直後でした。紫色の閃光がはしり、それと同時に爆風で兵舎が崩壊。私は意識を失いました。数十分後に意識が戻りましたが、兵舎の瓦礫が覆いかぶさっていたため暗闇で何も見えませんでした。周りからは助けを求める声がしきりに聞こえました。かすかな明かりを見つけたので、その方向に向かって何とか外に這い出しました。辺りを見渡すと一面が焼け野原となり町がなくなっていました。間も

なく、菅庭（兵営の中の広場）に負傷した人が次々と集まってきました。見る人見る人、服はボロボロで顔はどす黒く焼けただけ、皮膚は垂れ下がります。化け物のようでした。まさに生き地獄でした。防火用水槽に水を飲みに来る人であふれました。夜中も水を求める人のうめき声で眠れませんでした。翌朝には防火用水槽の周りで多くの人が死んでいました。死体の処理をすることにになりましたが、死体にはウジが湧き悪臭がたまりませんでした。腐乱が進んだ死体を両手で持ち上げる人と肉が手指にうずまるほどでした。人を山にして残った木でまとめて焼きました。
原爆投下から一週間ほどすると髪が抜け始めました。自宅へ帰ってからは、小豆のような発疹が体中に現れ、横たわると視界がおかしく天井がぐるぐる回る状態が続き、高熱にうなされまわりました。被爆から60年以上経ちますが、毎年7月になると毎晩のように当時のことを思い出してしまいます。8月6日の記憶が癒えることはありません。現在も精神科に通って治療を行っていますが、もう治らないとあきらめています。



しもだかずみさん
下田一三

担架を担いで 4キロを往復

三 菱工作機械という会社に勤務していた18歳のときでした。爆心地から4キロほど離れた西原に下宿していました。アメリカの焼夷弾から逃れるために、火道※を作りにいけという命令を受けていました。原爆投下前日、食料がわずかしくなりました。無断で米を取りに実家に帰りまして。6日の朝に帰ると散々怒られました。その後、屋外に出たとき、原爆が落されました。間借りしていたところが爆風ですべて吹き飛びました。多くの友人が爆心地近くで建物疎開作業を行っていたため、担架を持って救援に向かいました。4人一組で担架を担ぎ4キロの道のりを二日に何度も往復しました。道中で助けを求める人に乗せ、近くの学校の講堂へ担ぎ込みました。担架を担いで帰る途中にも水を欲し

がるため、タオルに田んぼの水を染み込ませ絞って飲ませました。講堂では、負傷者が並んで緊急処置を受けていました。手当てのいかにもなく、次々と亡くなりました。みんなやけどで皮膚がぶら下がっていました。中には全身真っ黒になり、内臓が飛び出した状態で歩いて帰ってきた子どももいました。亡くなった方を外の広場に積み上げて、近くの会社から持ってきた油をかけて焼きました。魚を焼くような感じで尋常ではありませんでした。炎天下その作業が3日も続くと、死傷された人が匂い始め、虫が湧き出しものすごい状態になりました。担ぐのもやつとで、たまたま前後交代しながら運びました。
放射能を吸っていたためか、その年の暮れごろから歯茎から出血しはじめ、脊髄が痛み出しました。広島赤十字病院に通い、あらゆる治療をしましたが一向に改善せず、自分は今もう長くないと半分あきらめていました。ところが、地域の寄りでお酒をすすめられ飲んだのをきっかけに痛みが和らぎました。不思議ではありましたが、とてもうれしく今でもお酒は切らしません。ただそれだけではなく、西城の自然環境の良さが症状を和らげてくれたのかもしれません。今は、原爆症とうまく付き合っています。

平和への思いを次世代に

結成から55年目を迎えた西城町原爆被爆者友の会。会員である被爆体験者の高齢化と減少が進む中で、恒久平和の願いを、持ち続け活動をしています。この会の現状と思いを聞きました。



西城町原爆被爆者友の会

広島県原爆被害者団体協議会(広島県被団協)が結成された昭和31年に、自らも被爆者だった当時の首藤幸人町長の指導のもと結成。今年で結成55年。現在の会員数は139人。

左から 前原美喜恵さん、竹下 敦さん、中井ヨシエさん、美甘 寅夫さん、吉方 俊晴さん、下田 一三さん

山積する多くの課題

① 高齢化と会員減少

被爆から66年が経過し、当時を知る者のほとんどが80歳を超えています。結成当初約450人いた会員は139人にまで減少。会長を務める竹下敦さんは「役員も息切れ寸前。今では年に3回集まるだけでも大変」とため息をつきます。さらに資金的な問題が追い打ちをかけています。会費を集めて活動していますが、これを払えない人が出始めているといいます。「中には、施設入所している家族から支払いを拒否されることもある。このままでは会費を上げることも考えないといけない。だが会費を上げるならやめるという人もいるのが現実」と悩みを打ち明けます。



会議の様子

② 潜在する差別と偏見

「西城町原爆被爆者友の会のような被爆者団体の組織化率は低い」と竹下会長。その一番の理由を「差別と偏見」とあると指摘します。「原爆を受けた」と公表することは、以後の生活に二重の苦しみを与えることになりません。その典型が「結婚ができない」と。被爆者には子どもができないという風評も広がりました。吉方俊晴さんは「当時結婚ができない者が続出した。差別意識から逃れるため自分も被爆したとは言い出せなかった」と胸のうちに明かします。

また「原爆手帳を持つと医療費がからない」とも本人たちを苦しめました。「医療費がかからないからいつも病院へ通つると言われる。被爆経験のない人にはわからないことかもしれないが、病院にかけつづければならない苦しみをわかつてほしい」とメンバーは訴えます。



竹下会長は「解散は簡単。しかし、西城町の歴史として残したい。ただ私たちだけではもはや限界に来ている。地域も市民も行政も一緒に考えてもらいたい」と話す。

次世代に語り継ぐために

① 平和祈念式典への継続参加

会の主な活動は「平和祈念式典への参加」。しかし、炎天下の中、長時間参加することは身体への負担が大きすぎるため、実際に参加できる人は十数人ほどしかないといえます。それでもメンバーは「平和は尊い。戦火に沈んだ人々を参拝してやりたい」と式典に参加したい気持ちに変わりありません。参加できるメンバーが参加できないメンバーの思いも一緒に届けられます。

② 被爆を知る者としての責任

「被爆体験者が死んでしまったら、語り継ぐ者がいなくなる」。会のメンバーほとんどが、被爆2世にその役割を担ってほしいと思っています。しかし現実にはうまくいっていません。一つは、親を失い町外に出ていく人が多く、残っている人であっても親が被爆していることを話さないでいること。もう一つは、実際に原爆を経験しているわけではないので本当の意味で伝えていくことが難しいことにあるといえます。メンバーは「だからこそ被爆体験者がもっと話をしていかなければいけない。核の恐ろしさ原爆の恐ろしさを後世に伝える責任がある」と力を込めて語ります。

③ 被爆体験を記した本の復刻

友の会では「夾竹桃」という本を昭和51年に発行しています。会のメンバーが一人ずつ名前を入れ、その当時の体験を綴ったものです。この本もかなり古くなり部数も残りわずかとなつているため、復刻する計画が持ち上がっています。「子どもたちのために私たちが頑張る間に」とメンバーは意気込んでいますが、資金がないためどういう方法で復刻していくか模索中なのだそう。「一人でも多くの人に被爆の実態を知ってもらいたい。行政などの知恵を借りながら必ず復刻させる」と大きく誓い、強い気持ちで活動を継続していきます。



「夾竹桃」A 5版 108ページ。50人が記した、被爆の惨状をうたった体験記や短歌などが掲載されている。夾竹桃は、原爆投下後75年間草木も生えないといわれた焦土に、いち早く花を咲かせたことで、復興のシンボルとして広島市の市の花に指定されています。



平成23年度 庄原市戦没者追悼式 並びに平和祈念式典

本市の戦没者に哀悼の意を表すとともに、再び戦争の惨禍を繰り返すことのないよう、恒久平和を祈念するため、庄原市戦没者追悼式並びに平和祈念式典を開催します。

多くの皆さんの参加をお願いします。

とき 8月24日(水)10時～
ところ 庄原市民会館

※当日は要約筆記による案内に加え、イントラネットでの中継も行いますので、各学校、公民館(自治振興センター)などでもご覧になれます。
※各支所からの送迎バスをご用意しています。利用を希望される場合は、8月23日(火)までに各支所市民生活室に申し込んでください。(定員に限りがありますので、ご希望に添えない場合はご了承ください。)

●問い合わせ
社会福祉課障害者福祉係
(☎0824-73-1210)
または各支所市民生活室